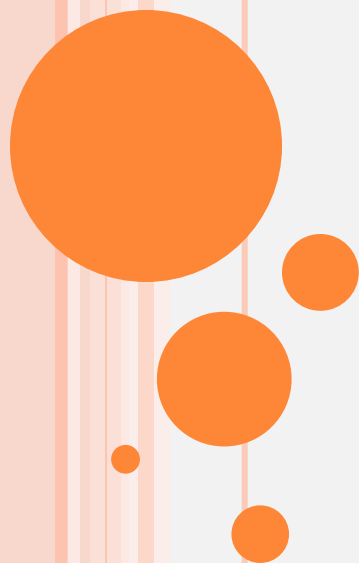


令和 6 (2024) 年度

大田区総合事業 事業者研修

(制作) 大田区

高齢福祉課 総合事業担当



第1章 地域支援事業と総合事業の創設

- 1 地域支援事業と総合事業の導入の背景
- 2 地域包括ケアシステムの構築
- 3 多様な住民主体の支援を充実させる取組
- 4 介護予防・日常生活支援総合事業の構成
- 5 地域支援事業と総合事業

第2章 大田区の総合事業

- 1 大田区総合事業がスタートするまで
- 2 大田区の総合事業とは
- 3 総合事業の体系図
- 4 総合事業の利用について
- 5 総合事業の利用対象者について
- 6 大田区総合事業のサービス種別
- 7 サービスA（緩和した基準によるサービス）
 《訪問型サービス》生活力アップサポート
 《通所型サービス》はつらつ体力アップサポート／いきいき生活機能アップサポート
- 8 サービスB 《住民主体によるサービス》絆サポート
- 9 サービスC 《短期集中予防サービス》元気アップリハ

第3章 社会資源の活用

- 1 その他保険外サービス
- 2 社会資源の活用と情報の見える化
- 2-1 「ミルモネット」の活用

第4章 大田区総合事業ガイドブック&大田区総合事業ケアマネジメントマニュアルのご紹介

第1章

地域支援事業と総合事業の創設

1 地域支援事業と総合事業の導入の背景

～ニーズの増大と担い手の減少～

(1) 少子高齢化の進行

(2) 介護人材の不足

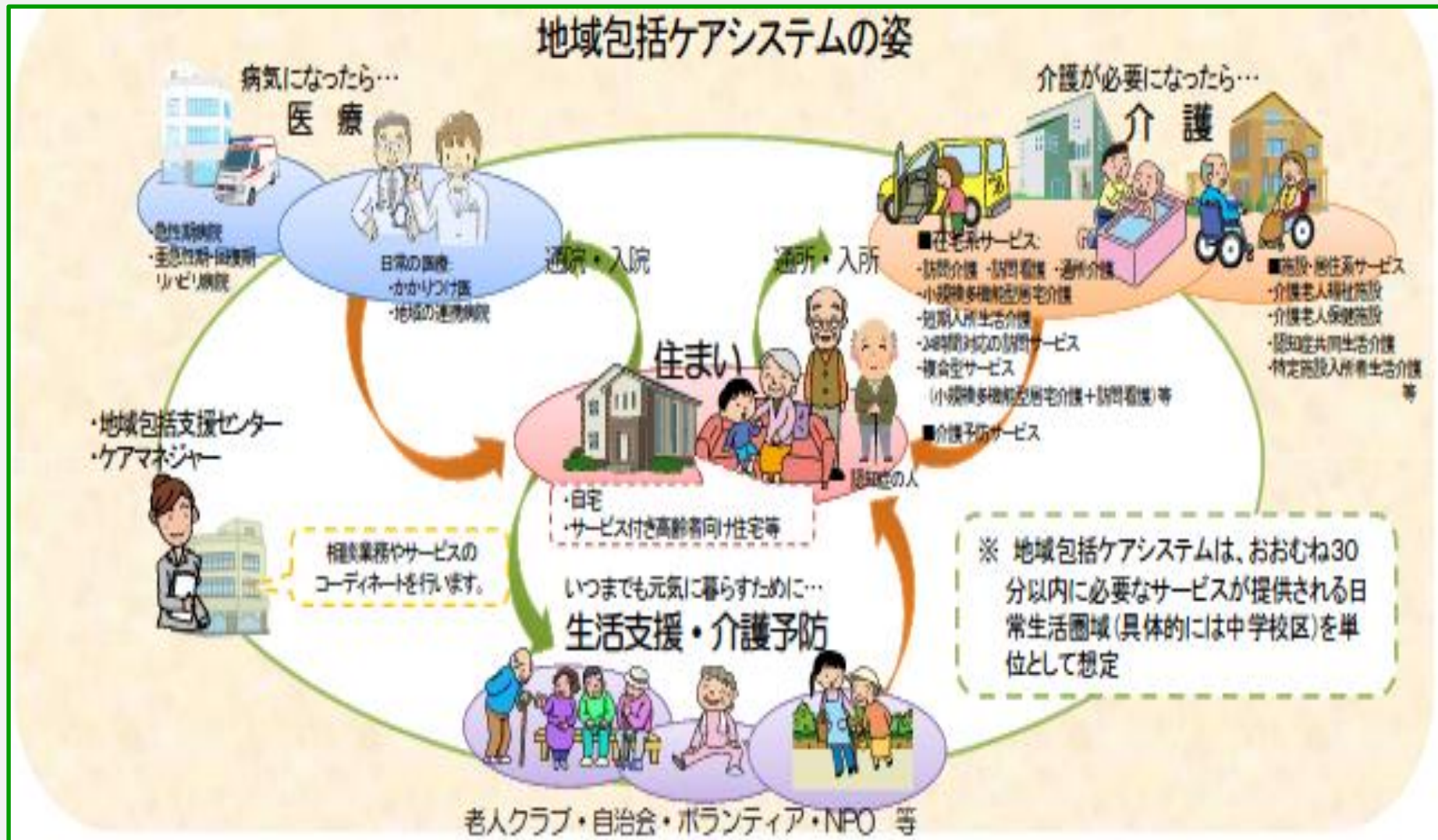
(3) 社会保障費の増加と財源の不足



2 地域包括ケアシステムの構築

…地域包括ケアシステムとは…

「住まい・医療・介護・予防・生活支援」の5つが一体的に提供



3 多様な住民主体の支援を充実させる取組 ～地域生活は専門職だけでは支えられない～

現状の課題



支援や介護が必要になると、友人・隣人との関係は希薄になり、支援を受ける一方向の人間関係に変化



これまでの地域とのつながりは疎遠に？

これから



“お互いさまの助け合い”の輪を広げていくことで、支援や介護が必要になっても、地域社会の中から切り離されず、なじみの関係を継続できる

4 介護予防・日常生活支援総合事業の構成

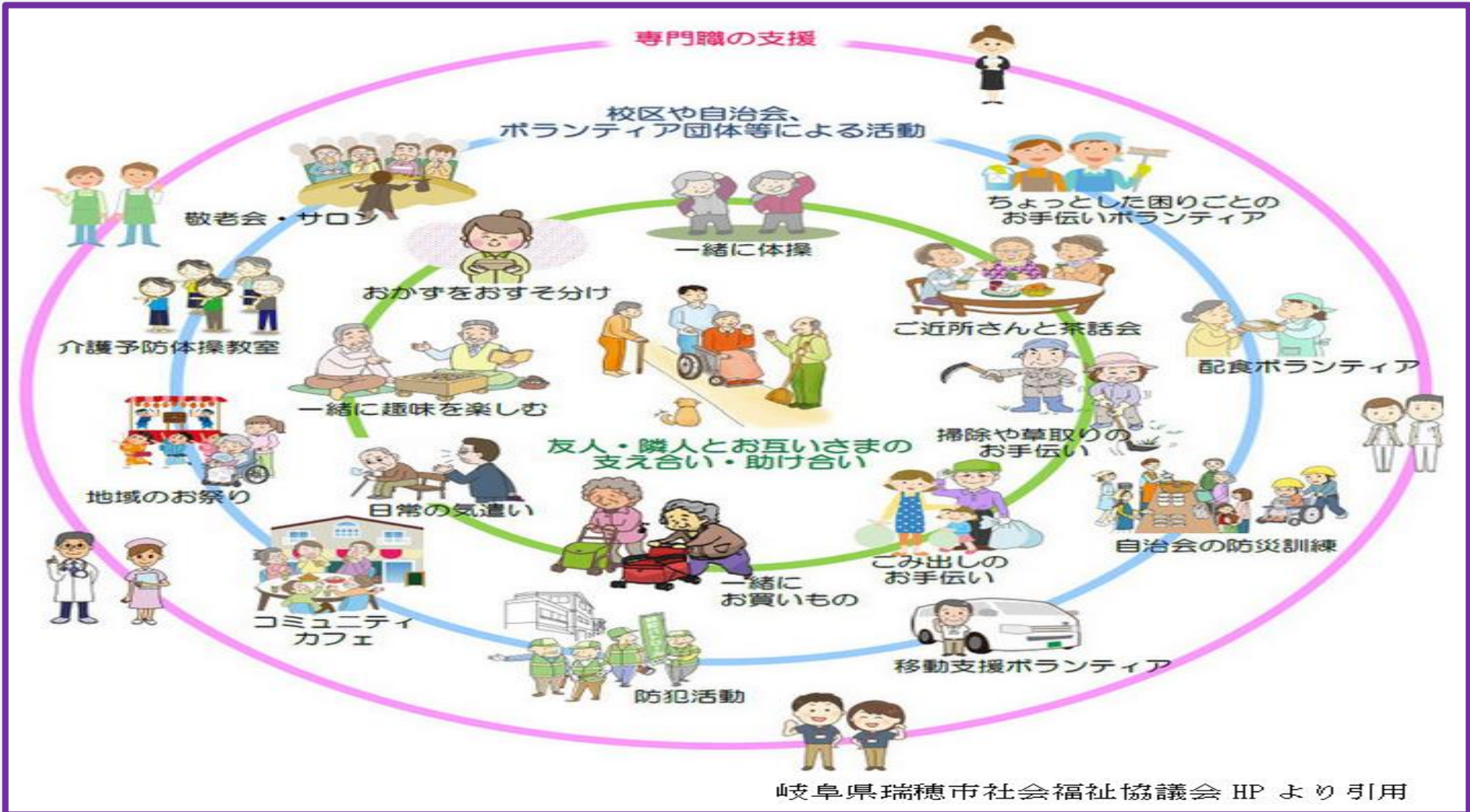
介護保険給付・地域支援事業の全体像



5 地域支援事業と総合事業

総合事業の目標は、
「サービスづくり」ではなく

「地域づくり」 です



第2章

大田区の総合事業

1 大田区総合事業がスタートするまで

2000年
(平成12年)

介護保険制度の創設

3年毎の大きな制度改正

2006年
(平成18年)

地域支援事業が創設

【介護予防の3つの柱】

①介護予防事業 ②包括的支援事業 ③任意事業

2012年
(平成24年)

介護予防・日常生活支援総合事業の創設

2015年
(平成27年)

地域包括ケアシステムの構築

2016年
(平成28年)

大田区総合事業がスタート

サービス：みなし（予防給付相当）サービス、絆サービス、元気アップリハ

2018年
(平成30年)

大田区総合事業の本格実施を開始

サービス：緩和した基準によるサービス、絆サービス、元気アップリハ

2 大田区の総合事業とは



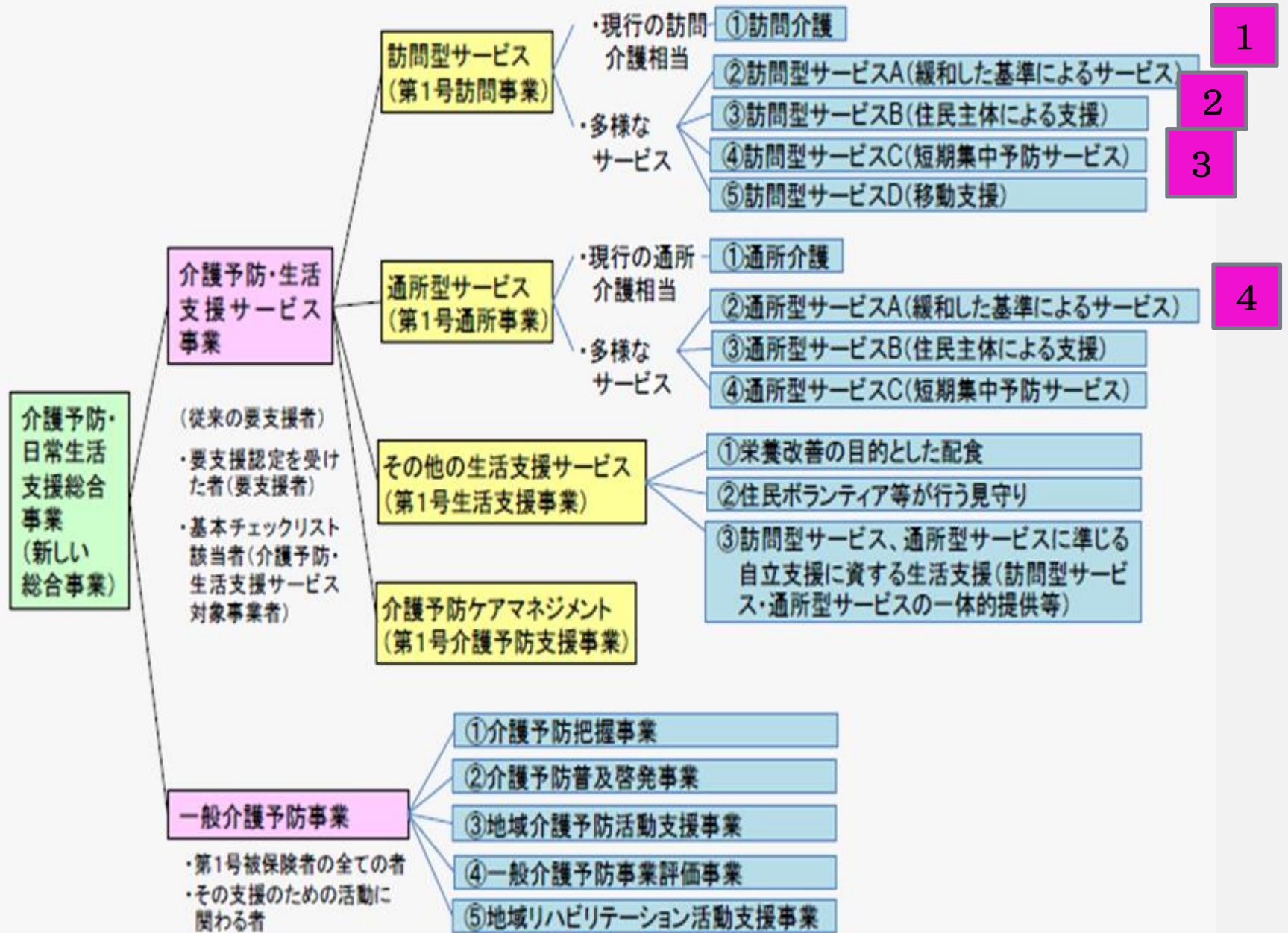
～自立支援からみた、生活支援サービス～

自立支援とは、単に「できないことを代わりにやる」という意味ではなく、可能な限り自分でできることは自分で対応し、本人が「できるようにになりたい」と思うことを、「できるようにする」ためのサポートを行うことです。

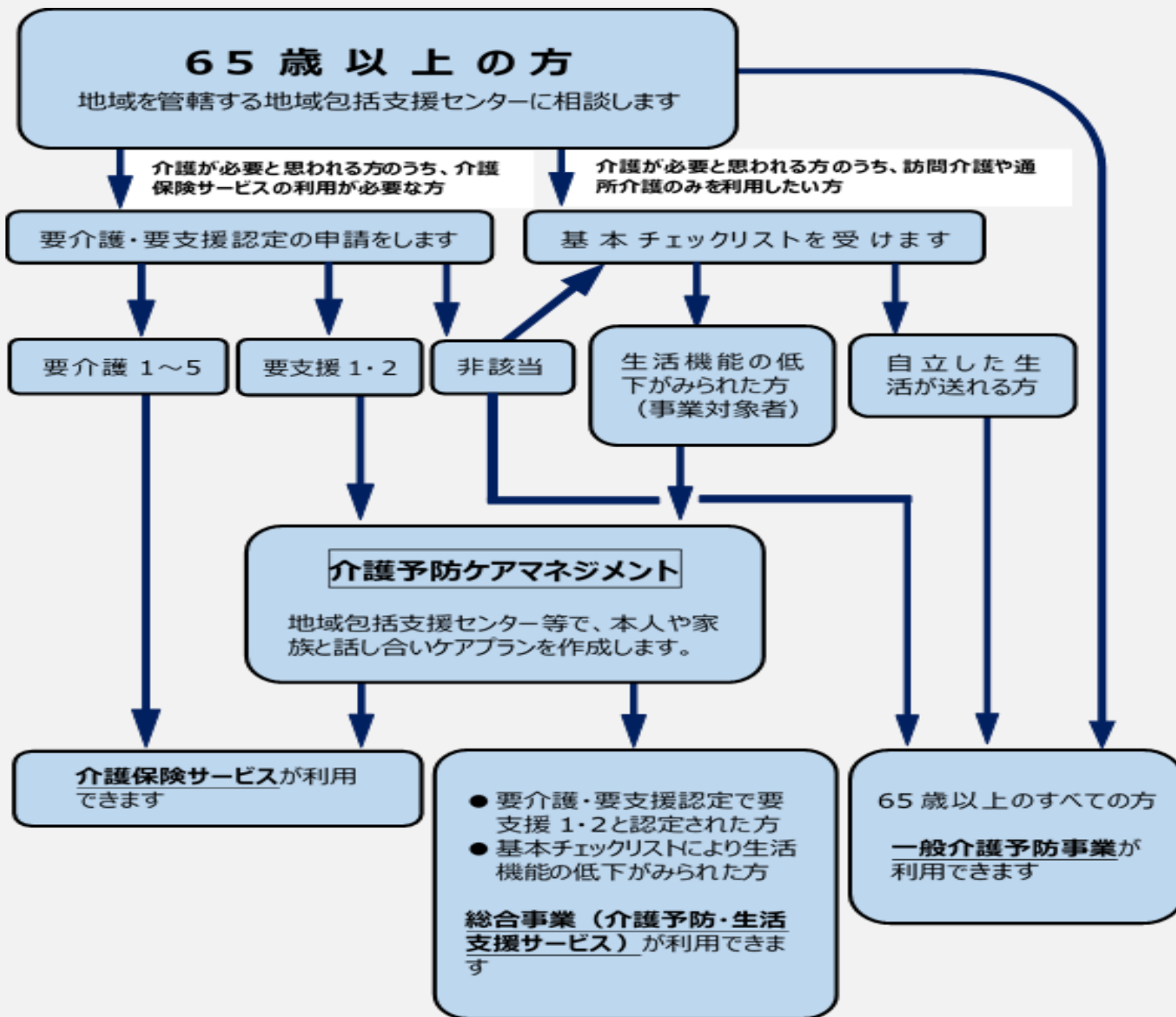
「自分のやりたいと思う行動や、いままでの生活を維持・継続することで、結果的に介護予防になる」という発想のもと、自主性を重視した支援を展開します。

大田区総合事業は、このような「自立支援」を基本に、本人の意思を尊重し、計画に基づいたサービスを提供します。

3 総合事業のサービス体系図



4 総合事業の利用について



5 総合事業の利用対象者について

(1) 要支援認定者（要支援1・2）

(2) 基本チェックリストによる事業対象者

※ 基本チェックリストとは、65歳以上の高齢者が自分の生活や健康状態を振り返り、心身の機能の衰えや生活機能の低下を把握するためのしくみです。

25項目の質問にお答えいただき、事業対象者（サービスが必要である方）と判定されれば、速やかに総合事業のサービスを利用することができます。

なお、第2号被保険者は対象ではありません。

■ 事業対象者の資格 ■

事業対象者の資格は、介護保険制度のような有効期間の設定はありません。

事業対象者の心身の状態は、一定期間の経過により変化するものと想定しており、有効期間の設定がないことを理由に、無期限にサービスの利用を継続させることがないよう注意する必要があります。

また、要介護・要支援認定の申請をした場合は、認定結果が出たタイミングで、資格は喪失となります。

なお、介護認定資格のように、住民異動に伴う資格の引き継ぎはされません。

6 大田区総合事業のサービス種別

	事業	サービス内容	対象者
サービスA	«訪問型サービス» 生活力アップサポート 1	訪問介護員（ホームヘルパー）が、利用者と共に 行う生活援助	要支援1・2 事業対象者
	«通所型サービス» はつらつ体力アップサポート 4	体力・筋力アップに特化した機能訓練を専門 職がサポート （5時間未満）	
	«通所型サービス» いきいき生活機能アップ サポート 4	生活機能の向上を中心とした専門職のサポート （5時間以上）	
サービスB	«訪問型サービス» 絆サポート 2	地域のボランティアの方が本人の自立した生活 を支援	
サービスC	«訪問型サービス» ゲンキアップリハ 3	短期集中で機能訓練を行い、運動習慣等を 身に付け、閉じこもり防止にも有効な支援	

7 サービス A（緩和した基準によるサービス）

◆利用期間◆

サービスの利用期間は **原則 1 年** です。これは、介護予防の取組を行ううえで、目標の目安となる期間として設定しています。

サービスの利用にあたっては、開始から 1 年目のタイミングで評価会議を開催し、その後のサービス継続の可否を見極めます。

◆利用回数◆

月 9 回までの上限設定

訪問型サービス 9 回まで

通所型サービス 9 回まで

ケアマネジメント主導で、自立に向けた支援計画に基づき、必要な供給量を本人の状況、提供事業所との連携の中で設定します。状況の変化に合わせて、上限 9 回までの範囲で回数の変更が可能です。

◆利用者負担割合◆

介護給付と同様の負担割合（1 割から 3 割）

《訪問型サービス》



■生活力アップサポート■

内 容 : ホームヘルパーが、利用者と共にを行う生活援助サービス

提 供 者 : 大田区における指定事業者 (A3)

単 位 : 実績ごとの回数払い 1回316単位 (1単位=11.4円)

加 算 : 初回加算 200単位

利用回数 : 上限月9回、原則上限週2回

利用時間 : 30分から60分

◆提供内容例◆

- ・利用者と共にを行う調理 (安全確認の声かけ、疲労の確認を含む)
- ・入浴、更衣等の見守り (転倒予防のための声かけ、気分の確認、必要に応じた介助 など)
- ・洗濯の一連の作業を安全確認を行いながら、共に実施。
- ・自宅から目的地までの歩行時の見守り、必要に応じた介助。
- ・目的地での受付補助、支払い等のやりとりの見守り、スケジュール等の把握、その他の補助。

※ 最終目標は、ご自身の力で、目的を達成することをめざします。

2024.6.1現在

《大田区がめざす訪問型サービスの姿》



《通所型サービス》



■ はつらつ体力アップサポート/ いきいき生活機能アップサポート ■

◆通所型サービスの共通事項◆

提供者：大田区における指定事業者（A7）

加 算：口腔機能向上加算・150単位、
栄養改善加算・150単位

利用回数：上限月9回
「はつらつ体力アップサポート」と
「いきいき生活機能アップサポート」を
合わせて9回まで、原則上限週2回

■ はつらつ体力アップサポート（5時間未満） ■

内 容：体力・筋力アップに特化した機能訓練を専門職がサポート

利用時間：2時間～5時間未満

単 位：実績ごとの回数払い 1回390単位（1単位＝10.9円）

■ いきいき生活機能アップサポート（5時間以上） ■

内 容：生活機能の維持向上を中心にしたサポート

利用時間：5時間以上

単 位：実績ごとの回数払い 1回446単位（1単位＝10.9円）



8 サービスB（住民主体によるサービス）



《訪問型サービス》

■絆サポート■

内 容：利用者が自立した生活を維持するために必要な支援を、地域の有償ボランティアが提供

提 供 者：大田区社会福祉協議会
おおた地域共生ボランティアセンター
TEL 03-5703-8230

利 用 料：30分 500円

※ 生活保護受給者の利用者負担は、実績報告書に基づき後日区が事業者へ支払う。

※ 別途、訪問時に要した交通費の実費負担が必要

徴収方法：月締めで利用料を支払う

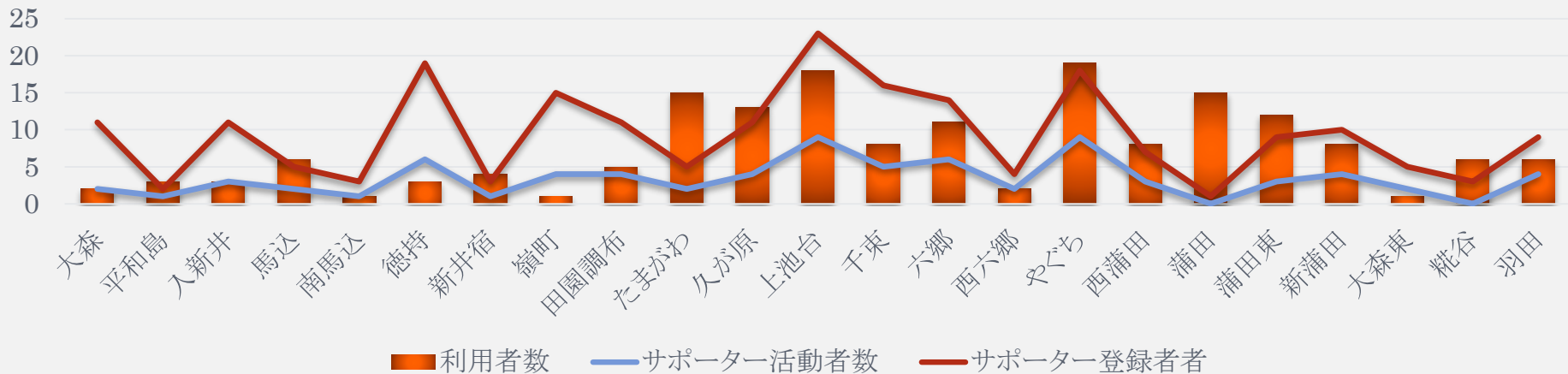
口座引き落とし（原則、ゆうちょ銀行口座から）

利用時間：原則30分（必要に応じて延長可能、最長2時間まで）

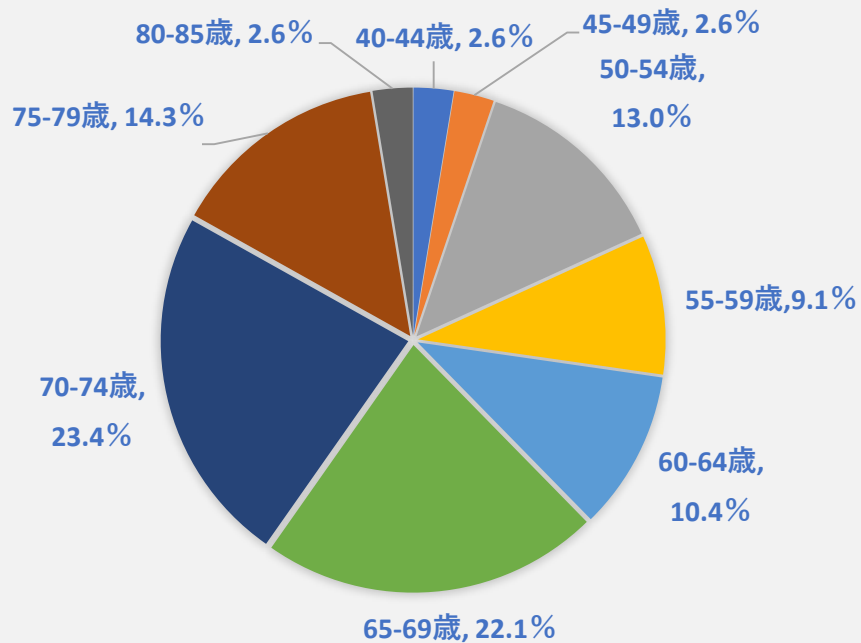
利用回数：原則上限週2回

提供可能時間：月～金曜日 9時～17時

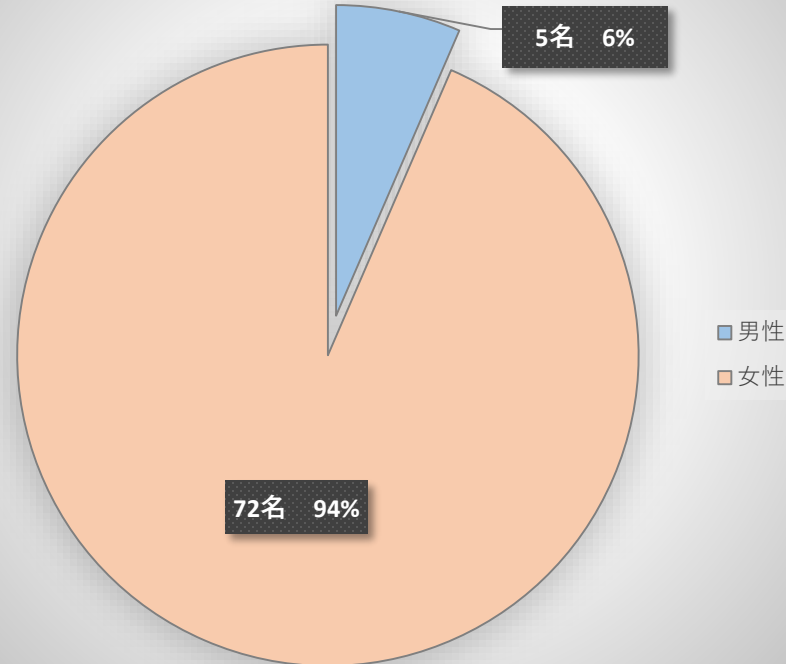
令和5年3月 絆サポート利用者・サポーター地区別分布グラフ



令和5年3月 絆サポーター（活動者） 年代別グラフ



令和5年3月 絆サポーター 活動者数（77名）



《訪問型サービス 絆サポーターの姿》



9 サービスC（短期集中予防サービス）



《訪問型サービス》

■元気アップリハ■

内 容：機能訓練指導員が自宅を訪問し、短期集中的に機能訓練（外出訓練を含む）を行う。運動習慣を身につけ、退院直後や閉じこもり防止等に有効な支援

提 供 者：公益社団法人東京都柔道整復師会 大田支部

TEL：080-4384-4207 FAX：03-6425-7738

利 用 料：1回 30分 400円

※ 生活保護受給者の利用者負担は、実績報告書に基づき後日区が事業者へ支払う

徴収方法：直接払い

利用時間：1回 30分

利用回数：原則上限週2回

利用期間：原則6か月以内（必要に応じて延長可能、最長9か月まで）

提供可能時間：原則月～金曜日 13時～17時

◆ 元気アプリハの令和3年度からの変更点 ◆

～利用要件を一部緩和したことで、サービスがより利用しやすくなりました～

- 1 原則週2回 ※月の上限を廃止
- 2 利用目的が異なれば、元気アプリハと通所デイ等の併用を可
- 3 6か月の利用期間が終了した方も、一定期間を経過したら、必要に応じて再度利用可

第3章

社会資源の活用

1 その他保険外サービス

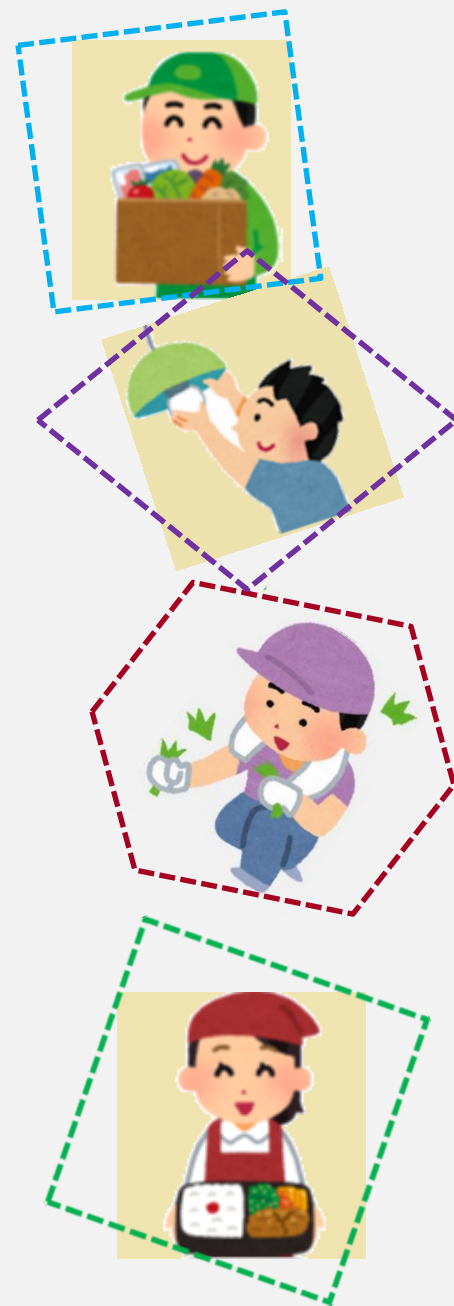
(1) 大田区社会福祉協議会

- 助っ人サービス ■
- 絆サポート～社協独自事業～ ■
- ほほえみ訪問事業 ■
- 地域福祉権利擁護事業 ■

(2) 大田区シルバー人材センター

- ちょこっとサービス ■
- 家事援助サービス ■
- たすかるサービス ■

(3) その他 民間のサービス



2 社会資源の活用と情報の見える化

今までの社会資源情報は…

- ・チラシやリーフレット等の
大量の紙資料
- ・個々の経験や記憶

**情報の整理、共有、引継ぎ
が難しい**

大田区は、ミルモネットの活用を推進しています

2-1 『ミルモネット』の活用

活動・通いの場

リストで見る

カードで見る

マップで見る

絞り込み条件の選択

キーワード

千代田区 囲碁

再検索

活動内容種類

体操(運動)

- 体操
- スポーツ
- ウォーキング
- ヨガ・ピラティス・太極拳
- 輪投げ
- その他
- 趣味活動
- 料理
- 囲碁、将棋、麻雀
- 短歌、俳句、詩吟、朗読
- 絵画、水彩画
- 書道
- 茶道、華道

さらに詳細な

絞り込み条件の選択

すべてチェック

✓ チェックした施設をまとめて

共有フォルダに追加

印刷

- みんなで歩こう!!ポールウォーク [詳細>](#)
- まち歩きの会 [詳細>](#)
- ポールウォーキング教室とコーヒーの会 [詳細>](#)
- 大田区ポールdeウォーク推進協議会(六郷I桜の楽校) [詳細>](#)
- 大田区ポールdeウォーク推進協議会(六郷II梅の楽校) [詳細>](#)
- ポールdeウォーク楽校 [詳細>](#)
- 旭町ポールウォーキング [詳細>](#)
- ポールDeウォーク [詳細>](#)
- 大田健康福寿会 [詳細>](#)
- すまいる蒲田 [詳細>](#)



すべてチェック

✓ チェックした施設をまとめて

共有フォルダに追加

印刷

介護保険内・外情報を、幅広く掲載

介護保険内サービス

- ・通所系
(通所介護・通所リハなど)
- ・訪問系 (訪問介護など)
- ・短期入所
- ・居宅介護支援事業所

写真付きの
通所事業者数は
約90%

介護保険外サービス

- ・活動・いこいの場
- ・配食サービス
- ・介護タクシー
- ・訪問理美容
- ・遺品整理・生前整理 など
他8種別

掲載数 **560か所以上**
(活動・通いの場掲載数430か所以上)

豊富な写真で伝わるサービス内容

サービス詳細 | サービス内容 | サービス料金 | サービス申し込み

さんぶるアイサービスセンター馬場町

種類	内容	写真	サービス内容
			
			

サービスの詳細が一目でわかる

サービス詳細 | サービス内容 | サービス料金 | サービス申し込み

シニアのあんしん相談室 宅配ごはん案内

項目	メニュー	料金	サービス
● 住所・利用可能	関東 東京都内でご利用可能なサービスエリアは限られています。		
● ご利用可能な時間帯	24時間いつでもご利用いただけます。		
● 営業時間	08:00 - 24:00		
● 営業エリア	西、北、東、南		
● 営業日	年中無休		
● 送料	東京都内は送料無料で、都外は送料がかかります。		
● 配達時間	お申し込みいただいた時間にお届けいたします。		

お問い合わせ | サービス内容 | サービス料金 | サービス申し込み

宅配食事サービス比較

高齢者向け 宅配食事・宅配食料の比較サービス
 「あんしん相談室」は、高齢者の生活を支えるためのサービスです。
 サービス内容は、高齢者の生活を支えるためのサービスです。
 サービス内容は、高齢者の生活を支えるためのサービスです。
 サービス内容は、高齢者の生活を支えるためのサービスです。

利用料は無料！

第4章

大田区総合事業ガイドブック

大田区総合事業

ケアマネジメントマニュアル

初任者向け

大田区総合事業 ガイドブック



©大田区

令和4年3月初版

大田区高齢福祉課

大田区 介護予防・日常生活支援総合事業 ケアマネジメントマニュアル

作成者	大田区 福祉部高齢福祉課
作成日	2017年11月14日
最終更新日	2022年4月1日

区HP等で公開しています！

大田区総合事業事業者研修を
ご視聴いただきまして
誠にありがとうございました。

※アンケートにご協力をお願いします！※

